

天草市介護支援ボランティア事業 Q&A

(受入機関向け)

平成 31 年 1 月 1 日 改正版

平成 31 年 4 月 1 日 作成

天草市高齢者支援課

1 介護支援ボランティア事業とはどんなものですか？

天草市に住所のある40歳以上の方が、受入機関となる介護保険の施設などで所定のボランティア活動を行うと、活動した時間に応じてスタンプが付与され、たまったスタンプは、ポイントとして市内で利用できる天草宝島商品券に交換することができるというものです。

2 介護支援ボランティア事業の目的はなんですか？

高齢者がボランティア活動を行うことにより、自分自身の生きがいづくり、介護予防に役立てていただくとともに、地域におけるボランティア活動を奨励、支援し、支え合いの体制を構築することで生き生きとした地域社会をつくることを目的としています。

3 受入機関になるためにはどうすればいいですか？

天草市介護支援ボランティア事業受入機関指定申請書（様式第2号）に必要事項を記入の上、本庁 高齢者支援課地域支援係に提出してください。

様式は、天草市ホームページの申請書からダウンロードできます。

後日、結果通知を送付します。指定された受入機関には、この事業を委託している天草市社会福祉協議会（管理機関）から活動確認用のスタンプや報告書等の関係書類を配布します。

4 受入機関の種類は、どんなものがありますか？

次のとおりです。

- ①指定介護老人福祉施設
- ②介護老人保健施設
- ③指定介護療養型医療施設
- ④認知症対応型共同生活介護事業所
- ⑤小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑥通所介護事業所
- ⑦通所リハビリテーション事業所
- ⑧短期入所事業所
- ⑨地域密着型介護老人福祉施設
- ⑩地域密着型通所介護事業所
- ⑪認知症対応型通所介護事業所
- ⑫通所型自立支援サービス事業所
- ⑬通所型ロコモ認知症予防サービス事業所
- ⑭通所型短期集中サービス事業所
- ⑮養護老人ホーム
- ⑯軽費老人ホーム
- ⑰有料老人ホーム
- ⑱サービス付き高齢者住宅
- ⑲ケアプラン、予防プラン、ケアマネジメントプランにインフォーマルの支援が必

要と位置付けられた高齢者宅

⑳市が実施する介護予防事業会場等

㉑その他市長が必要と認めるもの(いきいきサロン、認知症カフェ、通いの場等)

5 受入機関が行うことはどんなことですか？

- ①活動終了後、ボランティアが持参した「介護支援ボランティア手帳」に、活動日を記入し、管理機関から配布されたスタンプを押印して下さい。
- ②年に2回(7月と1月)、ボランティアの受け入れ状況について、管理機関に報告をお願いします。(Faxまたは郵送)

6 受入機関でのボランティア活動の種類は、どんなものがありますか？

次のとおりです。

- ①レクリエーションの参加支援や補助
- ②お茶出しや食事の配膳・下膳の補助
- ③話し相手
- ④誕生会等行事の会場設営や補助
- ⑤草引き、洗濯物の整理等軽微かつ補助的な活動

※なお、次のような場合は対象にはなりません。

- ①施設等の職員が業務(仕事)として行うべきもの
 - ・身体介護、利用者に直接的に抵触する行為
 - ・利用者以外のものに関わる行為(事務所の掃除等)
- ②施設等から報酬や謝礼等が支払われているもの

7 ボランティアは、何人受け入れればいいですか？

それぞれの受入機関で、決めていただきます。

8 同じ法人であっても事業所ごとに指定を受ける必要がありますか？

同一法人であっても事業所ごとに指定を行います。指定を希望されるそれぞれの事業所の代表者で申請をおこなってください。

9 ボランティア受け入れ開始までの流れはどうなりますか？

- ①介護支援ボランティア登録者が、社協各支所にある「受入機関一覧表」の中から活動をしたい施設や事業所を選び、直接、施設等に連絡します。
受入機関一覧表には、受入機関の所在地や連絡先、募集人員、募集している活動内容などが明記されています。
- ②施設や事業所等とボランティアで直接話し合いをし、受け入れの可否や活動内容、活動日時等を調整します。ただし、ボランティア自身が、現在、介護サービスを利用している施設や事業所では活動はできません。(以前利用していたも、現在利用していない場合は活動できます。)
- ③お互いが納得し、調整できた日時から活動を開始します

10 スタンプ押印の基準はどうなっていますか？

次のとおりです。

活動時間	スタンプの数
1 時間未満	1 個
1 時間以上～1 時間 30 分未満	2 個
1 時間 30 分以上～2 時間未満	3 個
2 時間以上	4 個

※2 時間以上活動しても押印はできません。

※複数の施設や事業所、市が実施する介護予防教室、支援が必要な高齢者宅などで活動された場合も1 日の上限はスタンプ4 個までです。

※スタンプ押印の上限は決まっていますが、活動時間を制限するものではありません。

(例)

4/1 午前中に〇〇施設で、1 時間活動 (スタンプ2 個押印済)

4/1 午後に△△サービス事業所で 2 時間活動

⇒午前中に、すでに2 個押印済なので、午後は1 時間分2 個しか押印できません。

11 交換できる商品券の金額等はいくらですか？

次のとおりです。

スタンプの数	付与する評価ポイント	商品券
20 個から39 個まで	1, 000 ポイント	1, 000 円
40 個から59 個まで	2, 000 ポイント	2, 000 円
60 個から79 個まで	3, 000 ポイント	3, 000 円
80 個から99 個まで	4, 000 ポイント	4, 000 円
100 個以上	5, 000 ポイント	5, 000 円

12 ボランティアをしたいという方は、必ず受け入れなければいけないのですか？

受入機関で何らかの支障があると判断される場合、受け入れを制限することはできます。また、ボランティア自身が介護サービスを利用中の受け入れはできません。

13 介護支援ボランティア事業の周知はどうされていますか？

市や社協では、市政だよりや社協だよりに年1 回程度、記事を掲載している他、チラシを作成して、高齢者が多く参加する講演会等でも配布しています。また社協 HP 等にも掲載しています。

なお、受入機関となっておられる施設等でも、独自のチラシを作成して配布する等、積極的に PR を行っておられます。

14 入所者の個人情報守秘にはどう配慮されていますか？

ボランティア登録の際に、個人情報の守秘について誓約書を徴します。これは、活動中はもちろん活動を辞めた後も同様としています。